

日程第 12. 議案第 48 号 南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 12. 議案第 48 号 南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 48 号 南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例 南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により、南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の第 1 条を改正する必要があるために提案をします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第 48 号の条例一部改正について説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律によりまして、条例の中の条項ずれが生じたことによるものです。新旧対照表を付けてございますので併せてご覧ください。それでは、改正の文面を読み上げます。

南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を次のように改正する。第 1 条中「第 27 条」を「第 26 条」に改める。附則 この条例は公布の日から施行するということでの条例改正でございます。

議案第 48 号の資料をお手元に配布してございます。これが地方教育行政の組織及び運営に関する法律の新旧対照表です。先ほどの条例のときにも総務部長から説明がありましたように、その改正の一連でございます。5 ページの 12 条が追加されてございます。委員長のところも改正で追加ですね。そして、6 ページと 7 ページの 16 条と 17 条が削除になっておりますので、全体的に条ずれが出ていることでの本条例改正でございます。よろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では、質問をします。まず、この委員会を設置しなければならない設置義務が発生したのは何年、法律が改正し設置しなければならないのは何年の法律なのか。

それともう 1 つは、今までその委員会を開いたことはあるのか。そして、意見としてど

平成27年第3回定例会9月4日

うということがあったのか教えてください。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時56分）

再開（午前11時56分）

○議長 宮城清政君 再開します。教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 南風原町教育事務点検評価審議会設置条例につきましては、平成20年12月で設置されてございます。その審議会の意見につきましては、教育行政のなかの前年度の事業を、3名の委員がいらっしゃいますのでそこで事務点検評価をしてもらっています。その報告は、議会に報告の義務がございますので、3月定例会や12月定例会に冊子にして報告書を提出してございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 平成20年度と答弁がありました。7年経過しています。その間、改正すべきだと気付かなかったのか。法律改正で今回、条例提案するわけでしょう。先の答弁では平成20年度とあったような気がします、それで7年間も気付かなかったのか。もしそれが違うのだったらまた応えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 この南風原町教育事務点検評価審議会の設置につきましては、平成20年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、そのときにいたしました。今度の4月に、先ほど部長からありましたように地方教育行政の組織及び運営に関する法律が新しい教育長とか教育総合会議の設置だとかそういった内容を含んだ改正がありまして今回の改正があったのですが、この改正の時に、先ほど部長からありました法律の条ずれが生じたものですから、うちの条例の根拠となっている条例の改正も必要だという内容でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第48号 南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例は、経済教育常任委員会に付託します。休憩します。